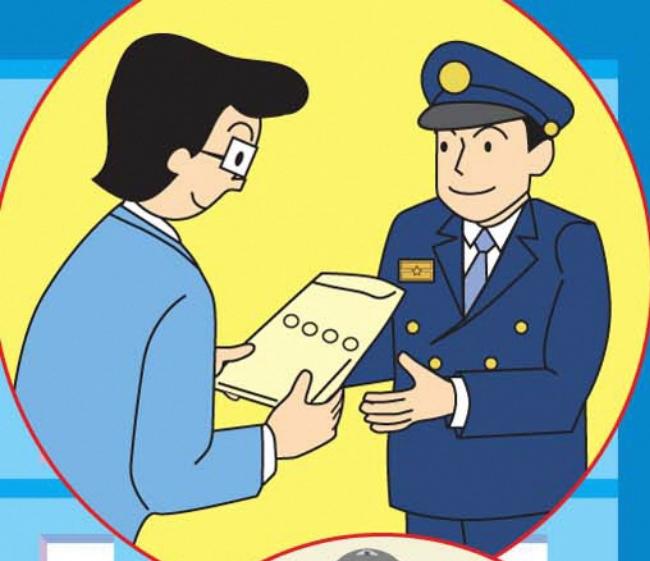


防火対象物
関係者の
皆さまへ

消防用設備等の 点検・報告は あなたの義務です。



点検に
当たって

関係者のための

Q&A

■消防用設備等の点検報告制度
(消防法第17条の3の3)

**罰
則**

点検報告義務違反

- 点検結果の報告をせず、又は虚偽の報告をした者は30万円以下の罰金又は拘留
- その法人に対しても上記の罰金

消防用設備等の点検・報告

防火対象物の関係者(所有者・管理者・占有者)は、設置された消防用設備等を定期的に点検し、その結果を消防長又は消防署長に報告することが義務づけられています。

Q

点検・報告はなぜ必要なもの?

A 建物には、各種の消防用設備等が設置されていますが、これらは、平常時に使用することができないため、いざという時に確実に作動し機能を発揮するかどうかを日頃から確認しておくことが重要です。このため、消防法では、消防用設備等の定期的な点検と消防機関への報告を義務付けています。



Q

点検・報告の時期は?

A 点検の内容に応じて、次のように定められています。

機器点検:6ヶ月ごと

- ・外観や機器の機能を確認します。

総合点検:1年ごと

- ・機器を作動させて、総合的な機能を確認します。

報告期間

- ・防火対象物の用途に応じて定められています(裏面の表を参照してください。)。点検の期間と報告の期間は異なります。



Q

点検実施者の資格は?

A 防火対象物の用途や規模により、次のように定められています。

消防設備士又は消防設備点検資格者

- ①延べ面積1,000m²以上の特定防火対象物／デパート、ホテル、病院、飲食店、地下街など
- ②延べ面積1,000m²以上の非特定防火対象物で、消防長又は消防署長が指定したもの／工場、事務所、倉庫、共同住宅、学校など
- ③特定用途部分が避難階以外の階に存する建物で、階段が2以上設けられていないもの

防火対象物の関係者

上記以外の防火対象物



Q

点検の結果、不良個所があった場合は?

A すみやかに改修や整備をしなければなりません(消防設備士でなければできない改修工事や整備があります。)。



点検に当たって

1

事前に行うこと

- ①点検実施者と日時、手順などを打ち合わせます。
- ②建物内の人々や利用者に点検の実施予定を知らせます。



2

点検時に行うこと

- ①点検実施者が点検に必要な資格を有しているか、免状を確認します。
- ②点検実施者が点検に必要な器具を所持しているかを確認します。
- ③必ず立ち会って、適正な点検が行われているかを確認します。



3

終了時に行うこと

- ①消防用設備等が正常な状態に復元されていることを確認します。
- ②点検票等に正しく記入されているかを確認します。
- ③不良個所があった場合は、すみやかに改修します。



点検で機能が正常であるものには、点検済票(ラベル)が貼られます。

点検済票は、各都道府県消防設備協会の表示登録会員となっている消防設備点検事業者が貼ることとなっています。

お答えします!



関係者のためのQ&A

Q&A

点検結果の報告期間

防 火 対 物			(消防法施行令別表第1)	消防用設備等	特殊消防用設備等
(1)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 劇場、映画館、演芸場又は観覧場 <input type="checkbox"/> ロ 公会堂又は集会場				
(2)	<input checked="" type="checkbox"/> イ キャバレー、カフェ、ナイトクラブその他これらに類するもの <input type="checkbox"/> ロ 遊技場又はダンスホール <input checked="" type="checkbox"/> ハ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を営む店舗((1)項イ、(4)項、(5)項イ及び(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているものを除く。)その他これに類するものとして総務省令で定めるもの		1年ごとに1回		
(3)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 待合、料理店その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> ロ 飲食店				
(4)	百貨店、マーケットその他の物品販売業を営む店舗又は展示場				
(5)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 旅館、ホテル、宿泊所その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> ロ 寄宿舎、下宿又は共同住宅			3年ごとに1回	
(6)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 病院、診療所又は助産所 <input type="checkbox"/> ロ 老人福祉施設、有料老人ホーム、介護老人保健施設、救護施設、更正施設、児童福祉施設(母子生活支援施設及び児童厚生施設を除く。)、身体障害者更正援護施設(身体障害者を収容するものに限る。)、知的障害者援護施設又は精神障害者社会復帰施設 <input checked="" type="checkbox"/> ハ 幼稚園、盲学校、聾学校又は養護学校			1年ごとに1回	
(7)	小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、高等専門学校、大学、専修学校、各種学校その他これらに類するもの			3年ごとに1回	設備等設置維持計画に定める点検の結果の報告期間ごと
(8)	図書館、博物館、美術館その他これらに類するもの			1年ごとに1回	
(9)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 公衆浴場のうち、蒸気浴場、熱気浴場その他これらに類するもの <input type="checkbox"/> ロ イに掲げる公衆浴場以外の公衆浴場			1年ごとに1回	
(10)	車両の停車場又は船舶若しくは航空機の発着場(旅客の乗降又は待合いの用に供する建築物に限る。)				
(11)	神社、寺院、教会その他これらに類するもの				
(12)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 工場又は作業場 <input type="checkbox"/> ロ 映画スタジオ又はテレビスタジオ			3年ごとに1回	
(13)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 自動車庫又は駐車場 <input type="checkbox"/> ロ 飛行機又は回転翼航空機の格納庫				
(14)	倉庫				
(15)	前各項に該当しない事業場				
(16)	<input checked="" type="checkbox"/> イ 複合用途防火対象物のうち、その一部が(1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供されているもの <input type="checkbox"/> ロ イに掲げる複合用途防火対象物以外の複合用途防火対象物		1年ごとに1回 3年ごとに1回		
(16の2)	地下街				
(16の3)	建築物の地階((16の2)項に掲げるものの各階を除く。)で連続して地下道に面して設けられたものと当該地下道とを合わせたもの((1)項から(4)項まで、(5)項イ、(6)項又は(9)項イに掲げる防火対象物の用途に供される部分が存するものに限る。)			1年ごとに1回	
(17)	文化財保護法(昭和25年法律第214号)の規定によって重要文化財、重要有形民俗文化財、史跡若しくは重要な文化財として指定され、又は旧重要美術品等の保存に関する法律(昭和8年法律第43号)の規定によって重要美術品として認定された建造物			3年ごとに1回	
(18)	延長50メートル以上のアーケード			3年ごとに1回	

■は特定防火対象物

■は非特定防火対象物



消火器の訪問点検にご注意を!

各地で不適切な点検や高額請求の被害が多発しています。点検を承諾する前に必ず契約業者であるかを確認しましょう。

従業員の皆さんにも周知徹底を!

トラブル防止のポイント!

契約業者でない場合は…

- ハッキリと点検を拒否する。
- みだりに契約書にサイン等をしない。
- 身分証明書等の提示を求める。

消防用設備等の点検・報告制度とは別に、防火管理上の必要な業務について点検・報告する
防火対象物定期点検報告制度(消防法第8条の2の2)があります。

お問い合わせ先

違反是正支援センター

〒105-0001
東京都港区虎ノ門2-9-16日本消防会館
財団法人日本消防設備安全センター内